

令和5年度 第2回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会

<案件>

1. 枚方市人権尊重のまちづくり条例見直しの
骨子(案)について
2. その他

令和5年度 第2回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会

<資料>

資料1 枚方市人権尊重のまちづくり条例見直しの骨子(案)

資料2 今後のスケジュールについて

参考資料1 枚方市人権尊重のまちづくり条例

参考資料2 審議会委員名簿

参考資料3 枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則

案件1.

枚方市人権尊重のまちづくり条例 見直しの骨子(案)について

1. 人権問題に係る法令等の動き

(1) 国

昭和44年(1969年)	同和対策事業特別措置法
平成11年(1999年)	男女共同参画社会基本法
平成12年(2000年)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
平成18年(2006年)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
平成28年(2016年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)
平成28年(2016年)	部落差別の解消の推進に関する法律
平成28年(2016年)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)
令和5年(2023年)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)

1. 人権問題に係る法令等の動き

(2) 大阪府

昭和60年(1985年)	部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例
平成10年(1998年)	人権尊重の社会づくり条例
平成14年(2002年)	男女共同参画推進条例
平成23年(2011年)	子どもを虐待から守る条例
平成28年(2016年)	障がい者差別解消条例
令和元年(2019年)	性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例
令和元年(2019年)	人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例
令和4年(2022年)	インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

1. 人権問題に係る法令等の動き

(3) 枚方市

平成5年(1993年)	人権尊重都市宣言
平成16年(2004年)	人権尊重のまちづくり条例
平成22年(2010年)	男女共同参画推進条例
平成31年(2019年)	性的マイノリティ支援宣言「ひらかた・にじいろ宣言」
令和3年(2021年)	子どもを守る条例
令和3年(2021年)	手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例

2. 現状と課題

(1) 人権問題の多様化や複合差別と表現の自由

インターネットによる人権侵害や本邦外出身者に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)、性的マイノリティの人権など**人権問題はますます多様化**。

また、これらが互いに絡み合う**複合差別**が生じている。インターネットによる拡散など、被害は幅広く深刻であるが、表現の自由の観点から、制限や検閲などの対応が難しい。

(2) 本市における市民の意識

人権尊重のまちづくり基本計画の策定にあたって実施した市民意識調査では、「人権侵害を受けたとき、その人権侵害に対し、**我慢した**」と回答した人の割合が**5**割程度、「周りで人権侵害を見聞きしたときに、**何もしない又は同調した**」と回答した人の割合が**4**割程度という結果。

3. 条例見直しにあたっての基本的な考え方

基本的な考え方 5つ

(1) 多様化・複雑化する人権問題への市の姿勢

多様化・複雑化し、互いに絡み合う**複合差別を含む人権問題全般**に対応するため、個別条例の制定ではなく、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を改正し、**「あらゆる人権侵害を許さない」という市の姿勢を示す。**

その一つとして、インターネット上への書き込みその他の方法で行う**差別的言動(言葉と行動)を禁止**する。

3. 条例見直しにあたっての基本的な考え方

(2) 市全体で人権意識を醸成

人権に対する理解を深めるとともに、自分と同じように他者の権利を尊重することが必要。自らが権利の主体であることを自覚するとともに、一人ひとりが人権尊重のまちづくりの主体であるという認識のもと、市・市民・事業者が一体となって、市全体で人権意識の醸成を図る必要がある。

(3) 理念実現に向けた基本方向を規定

「一人ひとりの人権尊重」と「あらゆる人権侵害を許さない」という本市の理念実現に向けた基本方向として、人権侵害の未然防止や意識醸成、人権侵害への対応を規定。

3. 条例見直しにあたっての基本的な考え方

(4) 基本計画を位置づけ

令和4年6月に策定した「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」を規定し、実効性のある人権施策を計画的に推進

(5) 市民・事業者・審議会の意見を反映

条例見直しにあたっては、「枚方市人権尊重のまちづくり審議会」へ諮問するとともに、市民や事業者の意見などを反映

4. 骨子(案)について

前文

第1条 目的

第2条 市の責務

第3条 審議会

【見直し前】現在の骨子

前文 + 第1条～3条

※ 条文については、参考資料1「枚方市人権の尊重のまちづくり条例」参照

4. 骨子(案)について

前文 理念

第1章 総則

第1条 目的

第2章 人権尊重のまちづくりの推進

第2条 差別的言動の禁止

第3条 市の責務

第4条 市民の責務

第5条 事業者の責務

第6条 人権教育及び啓発

第7条 人権相談及び支援

第8条 基本計画

第3章 人権尊重のまちづくり審議会

第9条 審議会

見直し骨子(案)

前文 + 3章構成(第1条～9条)

※主な改正箇所: 朱書き部分
※その他、文言整理等を行う

4. 骨子(案)について

前文 理念

第1章 総則

第1条 目的

第2章 人権尊重のまちづくりの推進

第2条 差別的言動の禁止

第3条 市の責務

第4条 市民の責務

第5条 事業者の責務

第6条 人権教育及び啓発

第7条 人権相談及び支援

第8条 基本計画

第3章 人権尊重のまちづくり審議会

第9条 審議会

前文は内容を修正し、 第2条を新たに規定

多様化・複雑化する人権問題に対し、「あらゆる人権侵害を許さない」という市の姿勢を示す。

※差別的言動に係る規定内容については、別途議論

👉 **基本的な考え方(1)**

4. 骨子(案)について

前文 理念

第1章 総則

第1条 目的

第2章 人権尊重のまちづくりの推進

第2条 差別的言動の禁止

第3条 市の責務

第4条 市民の責務

第5条 事業者の責務

第6条 人権教育及び啓発

第7条 人権相談及び支援

第8条 基本計画

第3章 人権尊重のまちづくり審議会

第9条 審議会

第4条と第5条を新たに規定

第4条 市民の責務

人権の主体として、人権尊重のまちづくりに寄与すること、また、市の人権施策に協力することを求める。

第5条 事業者の責務

事業活動を行うに当たり、人権尊重のまちづくりに寄与すること、また、市の人権施策に協力することを求める。

※「責務」とするか「役割」とするか

 **基本的な考え方(2)**

4. 骨子(案)について

前文 理念

第1章 総則

第1条 目的

第2章 人権尊重のまちづくりの推進

第2条 差別的言動の禁止

第3条 市の責務

第4条 市民の責務

第5条 事業者の責務

第6条 人権教育及び啓発

第7条 人権相談及び支援

第8条 基本計画

第3章 人権尊重のまちづくり審議会

第9条 審議会

第6条と第7条を新たに規定

第6条 人権教育及び啓発

人権侵害の未然防止や意識醸成のため、人権教育と啓発を推進する。

第7条 人権相談及び支援

人権侵害の被害者への対応として、相談・支援体制を充実する。また、府等と連携の上、差別的言動の削除等、必要な措置を講ずる。

👉 **基本的な考え方(3)**

4. 骨子(案)について

前文 理念

第1章 総則

第1条 目的

第2章 人権尊重のまちづくりの推進

第2条 差別的言動の禁止

第3条 市の責務

第4条 市民の責務

第5条 事業者の責務

第6条 人権教育及び啓発

第7条 人権相談及び支援

第8条 基本計画

第3章 人権尊重のまちづくり審議会

第9条 審議会

第8条を新たに規定

人権尊重のまちづくりを推進するための基本方向として、令和4年度に策定した人権尊重のまちづくり基本計画について、条例の中で規定する。

👉 **基本的な考え方(4)**

5. 見直しのポイント

新たに加える市民と事業者の条文

市全体で人権意識の醸成に取り組む観点から、第4条と第5条に市民と事業者の条文を加える方向で検討。

第3条で、「市の責務」としているが、市民と事業者においては、「役割」と規定している条例もある。

「責務」と規定する法令

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・大阪府人権尊重の社会づくり条例
- ・大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例
- ・枚方市男女共同参画推進条例

「役割」と規定する法令

- ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例
- ・子どもを守る条例
- ・手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例

5. 見直しのポイント

差別的言動の禁止

- 差別的言動禁止の対象を本邦外出身者や人種・民族といった属性に限定せず、「ジェンダー、障害、疾病など、特定の属性を理由とする差別的言動はしてはならない」と規定
- 差別的言動への対応とその実効性をどのように考えるか。
- インターネット上の差別的言動に対しては、府等と連携の上、差別的言動の削除等、必要な対応を検討。 ※ 府が9月に条例改正
- 罰則や街宣活動における差別的言動への即時停止などの必要性
- 即時停止や罰則を規定する場合、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意することが必要。また、罰則を規定する場合は、罪刑法定主義により罰則対象を厳格に、かつ明確にする必要がある。

案件1の説明は以上です。

